相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２３年（家）第３７６号

三重県松阪市飯南町粥見4468番地２
申立人　竹田　　豊
本籍三重県松阪市南虹が丘町13番地５、最後の住所愛知県春日井市味美白山町２丁目９番地26ベルニシキＳ－４Ｂ号、死亡の場所三重県度会郡大紀町、死亡年月日平成22年１月日時不詳、出生の場所三重県多気郡大台町、出生年月日昭和45年５月１日、職業不詳
被相続人　亡　石山　武士
催告期間満了日　平成24年２月10日
津家庭裁判所松阪支部

平成２３年（家）第７０５４１号

大阪市北区天神橋２丁目北２番６号　大和南森町ビル９階
申立人　渡辺　法之
本籍大阪府枚方市小倉東町17番、最後の住所大阪府枚方市交北３丁目１番50号、死亡の場所大阪府枚方市、死亡年月日平成22年９月10日、出生の場所兵庫県養父郡宿南村、出生年月日昭和９年１月21日、職業無職
被相続人　亡　西村　道子
催告期間満了日　平成24年１月５日
大阪家庭裁判所

平成２３年（家）第１００３号

兵庫県姫路市三左衛門堀東の町３番地の２山崎省吾法律事務所
申立人　弁護士　山**崎**　省吾
本籍福岡市城南区長尾４丁目13番、最後の住所兵庫県加古川市加古川町中津889番地の１清和荘203号、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年月日平成20年７月11日、出生の場所満州国間島省和竜県、出生年月日昭和14年１月19日、職業不詳
被相続人　亡　奥野　民夫
催告期間満了日　平成24年１月15日
神戸家庭裁判所姫路支部

平成２３年（家）第４４８号

島根県出雲市今市町36番地９
申立人　成瀬　達郎
本籍熊本県熊本市出水町大字今454番地、最後の住所島根県簸川郡斐川町大字上直江1829番地１、死亡の場所島根県簸川郡斐川町、死亡年月日平成22年７月23日、出生の場所熊本県飽託郡横手村、出生年月日大正９年８月20日、職業無職
被相続人　亡　**柳**沢　清子
催告期間満了日　平成24年１月８日
松江家庭裁判所出雲支部

公示催告

平成２３年（へ）第２号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

愛媛県松山市柳井町１丁目11番地12
申立人　森野　通廣
権利の届出の終期　平成23年９月22日
平成23年６月９日　　松山簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　松山市柳井町一丁目11番15
宅地　104.95平方メートル
⑵登記年月日番号　松山地方法務局大正５年９月30日受付第10174号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　大正５年９月28日設定
借賃　年14円１銭
支払期　毎年６月、12月20日
存続期間　大正５年１月１日より大正９年12月31日まで
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　松山市柳井町41番地
町野恒一郎

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２２年（家）第２４７号

新潟県妙高市国賀１丁目５番14号
申立人　中条　直美
本籍新潟県妙高市国賀１丁目218番地３、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　中条　　卓
昭和42年３月26日生
公示催告期間満了日　平成23年10月14日
新潟家庭裁判所高田支部

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２３年（へ）第１号

東京都品川区西五反田３丁目11番６号
申立人　ＴＨＫ株式会社
代表者代表取締役　寺町　彰博
権利を争う旨の申述の終期　平成23年６月３日
平成23年６月８日　　清水簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｂ210156
金額　309,897円
支払期日　平成23年２月28日
支払地　静岡県静岡市
支払場所　株式会社静岡銀行草薙支店
振出日　平成22年10月31日
振出地　静岡県静岡市
振出人　オグマ工業株式会社　代表取締役　桐谷　勝征
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１号

東京都台東区上野１丁目１番10号
申立人　三洋電機販売株式会社
代表者代表取締役　奥村　勝廣
申立人代理人弁護士　鶴田　　進
同　　平岡　広輔
権利を争う旨の申述の終期　平成23年６月２日
平成23年６月６日　　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　Ｃ049809
金額　153,600円
支払人　株式会社京都銀行三条支店
支払地　京都府京都市
振出日　白地
振出地　京都府京都市
振出人　株式会社エーエルクリエイツ　代表取締役　蜂屋　光裕
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１６８１号

北海道石狩市新港南２丁目3718番２
債務者　飯野硝子株式会社
代表者代表取締役　佐藤　敏春
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木場　知則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午後４時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５９３号

大阪市西区土佐堀２丁目３番21号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区土佐堀２丁目３番12―404号
債務者　株式会社入江商店
代表者代表取締役　堀井　良一
１　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大場めぐみ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部